

霧島市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和 年 月 ～ 令和 年 月分請求 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますの  
で、指定する償還払いの口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 請求者と認定子どもが、霧島市内に居住していることを霧島市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを霧島市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を霧島市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を霧島市が確認すること。

1. 請求者（施設等利用給付認定保護者）

フリガナ, 氏名, 印, 住所, 生年月日 (西暦) 年 月 日

2. 認定子ども（施設等利用給付認定子ども）※認定子どもごとに申請してください。

認定番号, 法第30条の4の認定種別, フリガナ, 氏名, 生年月日 (西暦) 年 月 日, 請求期間に転入又は転出した場合は転入・転出日を記入

3. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

施設・事業名 (利用したものの□にレを記入、施設名がない場合は□にレを記入し、右隣に施設名を記入)
□ キッズパークきりしま □ 福山託児所【社福】たちばな会 □ あおぞら国分保育園【病児】
□ 里山のようちえん にじいろタペストリー □ 国分中央病院託児所【医法】美崎会 □ あおぞら日当山保育園【病児】
□ ミルキー教育学園 □ たけのこ子ども館(霧島市立医師会医療センター) □ あおぞらひまわり保育園【病児】
□ 託児所ひよっこ □ ファミリー・サポート・センターきりしま □ あおぞら新町保育園【病児】
□ 杉の子託児所(霧島杉安病院) □ かわの小児科 □ (始良市)チェリッシュキッズルーム
□ スマイルKidsこども園 □ みゆき保育園【一時預かり・病児】 □ (始良市)ひまわり保育園
□ キッズスペースm【医法】三世会 □ 国分敬心保育園【一時預かり・病児】 □ [ ]
□ なかよし保育所 □ 保育園にこ&はうす2【病児】 □ [ ]
□ はぐはぐキッズ □ りいべ保育園【病児】 □ [ ]

4. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求額を記入

Table with 5 columns: 利用年月, 認可外保育施設に支払った月額利用料(a)※1, 一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業分として支払った月額合計利用料(b)※1, 支払額合計(c=a+b), 月額上限額(d)※2, 請求額(cとdを比較して小さい方)

請求額合計 (※振込先は登録口座です) 円

- ※1 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。
※2 月額上限額は、施設等利用給付（法第30条の4の認定種別）第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。